

報告第 17 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和5年6月6日提出

有田川町長 中山正隆

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和5年4月25日専決

有田川町長 中山 正 隆

専決処分事項	令和5年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
理 由	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して実情を踏まえた生活の支援を行うため、国の予備費を活用し、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業を早急に実施する必要が生じたため。

令和5年度

有田川町一般会計補正予算

(第1号)

令和5年度有田川町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度有田川町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,190千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,152,190千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月25日専決

有田川町長 中山正隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	1,609,121	22,190	1,631,311
	2 国庫補助金	700,052	22,190	722,242
	歳入合計	17,130,000	22,190	17,152,190

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	4,550,379	22,190	4,572,569
	2 児童福祉費	2,221,500	22,190	2,243,690
	歳出合計	17,130,000	22,190	17,152,190

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

- 1 総 括
- 2 歳 入
- 3 歳 出

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	千円 4,550,379	千円 22,190	千円 4,572,569
歳 出 合 計	17,130,000	22,190	17,152,190

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
22,190			0
22,190	0	0	0

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金	22,190千円
2 項 国庫補助金	22,190千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 59,074	千円 22,190	千円 81,264
計	700,052	22,190	722,242

3 歳 出

3 款 民生費	22,190千円
2 項 児童福祉費	22,190千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 600,230	千円 22,190	千円 622,420	千円 22,190	千円	千円	千円
計	2,221,500	22,190	2,243,690	22,190	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	千円 22,190	やすらぎ福祉課 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別事業補助金	千円 22,190

1 5 款 国庫支出金

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 100	やすらぎ福祉課 時間外勤務手当	千円 100
10 需用費	300	やすらぎ福祉課 消耗品費 印刷製本費	200 100
11 役務費	140	やすらぎ福祉課 通信運搬費（通信） 手数料（その他）	60 80
12 委託料	1,650	やすらぎ福祉課 プログラム変更委託料	1,650
18 負担金補助及び交付金	20,000	やすらぎ福祉課 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金	20,000

3 款 民生費